

## II 旭南部コミュニティ計画

(まちづくりの目標)

将来像は

住みたく、住みつつつけたくなるまち・旭  
みんなが楽しく、生きがいのあるまち・旭

(まちづくりの体系)

### 1 安全に暮らせる環境づくり

(1)安全性の向上

①防災対策 ②防犯灯の設置・交通安全施設の充実

(2)安心して歩ける道路整備

①幹線道路の整備 ②生活道路の整備，拡幅 ③交通規制の検討

### 2 ゆとりある環境づくり

(1)自然の保全・整備

(2)快適な水辺環境づくり

(3)ゆとりある空間の確保

(4)地域文化の継承・発展

### 3 コミュニティに支えられた地域社会の形成

(1)交流の場の創出

(2)コミュニティ活動の活性化

(3)地域に対する愛着心の醸成

### 4 住民福祉の充実

(1)生きがいのある生活の支援

# 1 安全に暮らせる環境づくり

佐々木都市下水路の早期概成をめざすとともに、緊急避難場所の確保や防火水槽の設置、排水路の整備等防災対策の充実を図らなければなりません。同時に地域内の幹線道路の整備や、段差解消、路面補修等の生活道路、通学路の整備等についても検討が必要です。

## (1)安全性の向上

### ①防災対策

実施中又は短期に実施予定の事業

- ・ 佐々木都市下水路 ○工事施工区間の市民の理解・協力が課題であるが、積極的に整備促進に努力
- ・ 避難路 ○有効幅員4.0m以下の市道については、拡幅のため地元全員の同意があれば側溝整備時に蓋掛けを実施
- ・ 防火水槽 ○9年度に女性総合センター（計画中）へ60㎡の耐震性貯水槽を設置予定
- ・ 橋梁診断 ○8年度より5カ年計画で橋梁診断実施中（いかたつ橋は8年度調査）
- ・ 崖崩れ対策 ○建設省の主管で、昭和42年から5年毎に全国一斉に急傾斜地崩壊危険箇所再点検を実施（8年度調査、9年度調査報告）  
○条件が合致すれば急傾斜地崩壊対策事業（県）及び崖崩れ住家防災対策事業の補助の対象

中長期的に実施すべき事業

- ・ 避難場所 ○旭緑地は、昭和58年より用地取得中（8年度末進捗率 24.34%）
- ・ 生活排水路 ○具体的な箇所の指定があれば整備・改修について調査し検討

実施困難

- ・ 江ノ口川改修 ○県と改修整備について協議し要望してきたが、抜本的改修はできず現在までに暫定改修による施工が完了
- ・ 旭川改修 ○旭川は改修済と判断
- ・ 上本宮排水機場 ○φ800mmのポンプを2台設置し、一定基準の排水能力を持っており、現場のところこれ以上の改修計画はなし

### ②防犯灯の設置・交通安全施設の充実

実施中又は短期に実施予定の事業

- ・ 防犯灯 ○防犯灯については地元管理であり、補助制度で支援  
補助内容：新設 8,000円/基，電気料 1,900円/基・年
- ・ 交通安全施設 ○カーブミラー：信号機，歩道のない事故多発地点に現地調査のうえ設置  
○ガードレール：基本として1.5m以上の高低差のある箇所について整備中

## (2)安心して歩ける道路整備

### ①幹線道路の整備

実施中又は短期に実施予定の事業

- ・旭町福井線 ○旭町1丁目～中須賀町は、地元地権者の協力を得ながら現在事業実施中

中長期的に実施すべき事業

- ・旭町福井線 ○旭町1丁目～福井町は、地元地権者の協力を得て促進
- ・円満橋蛸橋線 ○都市計画決定路線であるが、将来的な対応となる
- ・旭駅城山線 ○同 上
- ・比島旭町線 ○同 上
- ・道路網の整備 ○幹線道路である都市計画道路の整備だけでなく、生活道路も含めた面的整備の検討

他機関への要望

- ・国道33号線 ○高知自動車道や薊野塚ノ原線の整備と合わせ、将来的な展望も含め国道管理者に要望  
○旭町福井線との交差点部分については、地元地権者の協力を得ながら促進できるように国道管理者に要望

### ②生活道路の整備，拡幅

実施中又は短期に実施予定の事業

- ・段差解消 ○歩道の段差解消は、全市的に交差点部分について実施中
- ・路面補修 ○具体的な要望により、調査し対応
- ・道路側溝 ○有効幅員4.0m以下の市道については、地元全員の同意があれば側溝整備時に蓋掛けを実施  
○老朽箇所については、要望等を参考に必要時に施工
- ・整備路線 ○旭街252号線は事業実施中

— 中長期的に実施すべき事業 —

- ・ 二項道路 ○庁内で研究チームを編成し、今後の対応のあり方について検討
- ・ 市道編入 ○第3回私道の市道再編入事業については、8年12月で申し込み受付を締切り本格的な登記作業を9年度から実施  
○市道認定は10年度から順次実施
- ・ 通学路整備 ○要望等により部分的整備を実施
- ・ 検討路線 ○用地確保が難しいため、現道内での整備を検討  
(旭街3号線, 旭街4号線, 旭街31号線)  
○鴨田1号線は通過交通規制を含め、総合的な検討が必要  
○旭街1号線は、都市計画事業(比島旭町線)で整備予定  
○旭街133号線は、用地寄付があれば拡幅可能  
○旭街55号線は、住宅密集地であるため、用地寄付が部分的な拡幅を検討

— 実施困難 —

- ・ 旭街26号線 ○用地確保の困難性や、堤防内側の住宅環境への影響の点から困難

### ③交通規制の検討

— 中長期的に実施すべき事業 —

- ・ 旭駅前通り ○歩行者・自動車共存型での歩行者優先道路としての整備は、地元商店街との協議・合意形成のうえ地元から県警へ要望が必要

— 他機関への要望 —

- ・ 交通規制の実施 ○交通規制については、交通量、緊急性、その他諸事情を勘案し決定  
○県警へ要望が必要  
○なお、周辺の住民を含め地域のコンセンサスが必要であり、地域全体の交通体系について、今後引き続き推進市民会議の中で検討

## 2 ゆとりある環境づくり

鏡川清流保全条例を核として、水質の保全や親水機能の向上のための施策の展開を総合的に推進していかなければなりませんし、地域内の快適な歩行者空間の確保や、花のある道づくり、街角ベンチの設置等ゆとりと安らぎを感じることのできるまちづくりを目指さなければなりません。

## (1)自然の保全・整備



- 実施中又は短期に実施予定の事業 —
- ・鏡川の活用 ○鏡川清流保全の啓発の目的で鏡川ふれあいまつりを開催  
〔鏡川漁業協同組合，高知中央広域市町村圏事務組合，高知市他〕  
8年度～
- 中長期的に実施すべき事業 —
- ・保存木 ○地区内では4本の樹木を指定しており，年額2,000円の助成を行っているが，周辺環境の変化に伴う維持の困難性が生じており，今後維持管理のあり方に関する検討が必要
  - ・ウォッチングマップ ○内容の検討や情報の収集を地元で取り組んでいただけるならば，印刷等については，まちづくり支援事業の中で協力・対応

## (2)快適な水辺環境づくり



- 実施中又は短期に実施予定の事業 —
- ・鏡川の活用 ○鏡川清流保全の啓発の目的で鏡川ふれあいまつり等を開催  
鏡川漁業協同組合，高知中央広域市町村圏事務組合，高知市他，8年度～
  - ・鏡川堤防 ○鏡川の新月橋から紅葉橋間については，ベンチや照明灯を設置（10年度から着手予定で照明灯の種類については，今後検討）
  - ・鏡川の水量の確保 ○昭和54年から鏡川水系，仁淀川水系に水源涵養林として広葉樹林を主とした山林を継続して取得中  
○森林組合を通じ，所有者に人工林の保育・手入れの呼びかけを実施
  - ・本宮川 ○「生物にやさしい川づくり事業」を実施してきた経過もあり，今後も生態系に配慮した，親しみのある川づくりを継続
  - ・一斉清掃 ○浦戸湾・七河川一斉清掃の定着
  - ・水質浄化活動 ○啓発用チラシの配布や広報紙や新聞等を利用した家庭排水対策のPR等による啓発活動を実施  
現状：啓発用チラシ，広報紙，新聞によるPR  
イベント（環境月間），江ノ口川まつりでPR
  - ・水切り袋 ○使用拡大のため，啓発用チラシの作成，広報紙等でPR
  - ・合併処理浄化槽設置 ○河川水質汚濁の主要な原因ともいえる生活排水対策の一つとして，合併処理浄化槽設置のための補助金制度を設け普及促進を図ってきたが，今後もこれらの生活排水対策を継続
  - ・水路浚渫 ○具体的な要望があれば，水路の浚渫や勾配修正等の整備で対応

— 中長期的に実施すべき事業 —

- ・ 公共下水道 ○下水道計画に基づき順次整備  
○但し、旭上街汚水幹線の西への延伸は、当分の間は事業着手が困難
- ・ 鏡川の保全 ○鏡川清流保全基金の充実及び鏡川清流保全条例に基づく保全・整備を促進
- ・ 本宮川のセンダン並木 ○憩いの場としての整備は、一方通行化などの交通規制についても検討が必要であり、地元で再検討

(3)ゆとりある空間の確保



— 実施中又は短期に実施予定の事業 —

- ・ 歩行者空間 ○女性総合センター（計画）において敷地内に確保の予定
- ・ 花のある道づくり ○生態系に配慮した美しい自然環境の保全・創造に向けた地域づくりを目指して啓発活動を展開  
○高知市都市整備公社で、市民全体を対象としてプランターの貸し出し実施（年2回）

— 中長期的に実施すべき事業 —

- ・ 市街地環境 ○良好な市街地環境の創造・保全を図るため、都市計画道路の整備や国道の拡幅整備を促進させるとともに、住民のまちづくり気運を高め、地区計画の策定等、快適な住環境づくりについての協議を継続
- ・ 住宅の広さ確保 ○公的住宅の供給や民間借家において、国の誘導居住水準を確保できるよう研究及び啓発を実施  
国の誘導居住水準：100㎡（12年目標）
- ・ 共同駐車場 ○位置、規模、整備手法等の合意形成のため引き続き協議
- ・ 公園空白地 ○借地基準に合致する用地があれば整備
- ・ 街角ベンチ ○歩道へのベンチ設置については、歩道なら2 m、自歩道なら3 m以上の有効幅員を確保できれば可能であり設置を検討  
○新設道路でバス停など必要性のある場合は、積極的に設置を検討  
○その他道路沿いの公共用地や地権者の用地提供があり、利用が考えられる場合は設置を検討

— 他機関への要望 —

- ・ J R旭駅前広場の活用 ○地域、行政とともに協議への参加をJ Rに要望
- ・ バス停ベンチ ○設置条件を含めて、バス停へのベンチ設置については、事業者へ要望

#### (4)地域文化の継承・発展



- 実施中又は短期に実施予定の事業 —
  - ・ 地域の祭り ○地元住民が中心となって行われるものであり，行事内容のPR等祭りの発展に協力
  
- 中長期的に実施すべき事業 —
  - ・ 町並み・建物 ○昔ながらの町並みや建物の保存については，具体的な区域の設定と保存に向けた気運の向上，組織づくりが必要
  - ・ 史跡の整備 ○全市的な文化財の保護や整備の中で対応

### 3 コミュニティに支えられた地域社会の形成

地域交流を活発化するため，既存施設の活用やコミュニティ，ボランティア活動の組織の結成，支援等を行うことが必要ですし，ゴミ出しやペット飼育等のモラル，マナーの向上を図っていかねばなりません。

#### (1)交流の場の創出



- 実施中又は短期に実施予定の事業 —
  - ・ 木村会館の整備 ○全体的な環境整備の予定は現在ないが，整備の際には文化センター運営委員会や各種団体と協議しながら検討
  - ・ 集会施設 ○コミュニティ集会所等施設整備事業補助制度による対応と制度のPR
  
- 中長期的に実施すべき事業 —
  - ・ 拠点施設 ○大規模な拠点施設については，機能や規模，さらには利便性等，全市的なバランスを考慮し検討  
○地区には交流施設として既存の木村会館や女性総合センター（計画中）があり，これらの施設の地域利用のあり方について検討
  - ・ スポーツ・レクリエーション施設 ○スポーツ施設の整備は，全市的バランスも考慮し，将来を見通した中・長期計画を立てたうえで検討  
○レクリエーション施設として，トリム公園が設置済
  
- 実施困難 —
  - ・ 木村会館駐車場 ○用地が狭く，現状以上の確保は困難場

## (2)コミュニティ活動の活性化



- 実施中又は短期に実施予定の事業 —
- ・ **コミュニティ組織の形成** ○コミュニティ計画推進市民会議が設立されれば、人材の派遣や、情報の提供、まちづくり機関紙発行等のまちづくり支援事業により活動組織を支援
  - ・ **コミュニティ紙発行** ○同 上
  - ・ **町内会への補助** ○補助金については、町内会連合会との協議や他都市の状況も見ながら研究及び検討
  - ・ **ボランティア活動** ○活動への意識啓発や情報の収集・提供、活動者の養成・研修、団体間の交流、相談窓口等を主たる機能とした（仮称）ボランティアセンターを設置（10年度予定）
  - ・ **商店街の振興** ○商店街振興組合が中心となり、市その他関係機関と協力しつつ取り組む

## (3)地域に対する愛着心の醸成



- 実施中又は短期に実施予定の事業 —
- ・ **ゴミのポイ捨** ○「初夏、秋のまちを美しくする運動」「クリーン缶ペーン」活動や、市民憲章推進協議会の環境美化運動を通じて、今後とも取組を充実  
○啓発ピラの配布や、広報紙等による啓発活動の実施
  - ・ **ゴミ出し** ○マナー向上のため、町内会等を通じてチラシの配付を行うとともに、広報紙の活用等機会あるごとに指導、啓発の実施  
○転入居住者の届け出の際に、チラシを配付しマナーの徹底
  - ・ **ペット飼育** ○春、秋の年2回の狂犬病予防注射の際に、啓発用チラシを配付のほか、広報によるPRを実施

## 4 住民福祉の充実

在宅サービスの充実や、文化・スポーツ活動等の生きがい対策、さらには痴呆性老人対策等の促進を図り、高齢者もいきいきと輝くまちづくりを進めなくてはなりません。

## (1)生きがいのある生活の支援



- 実施中又は短期に実施予定の事業 —
- ・在宅サービス ○「高知市高齢者保健福祉計画」の整備目標にそった整備を実施  
○整備目標の上乗せについては、介護保険の導入の状況を考慮し検討
  - ・文化・スポーツ活動 ○高齢者の生きがいづくりのための老人福祉講座（華道，茶道，社交ダンス民謡等）や健康増進のためのゲートボール大会，ペタンク大会を実施中  
○学校体育施設開放事業を推進  
現状：旭小＝グラウンド，体育館 旭東小＝生涯学習室，グラウンド，体育館
  - ・痴呆性老人対策 ○デイサービスセンターE型を市内3カ所に設置するとともに，少人数で家庭的対応の「グループホーム事業」を実施  
○徘徊老人の情報をファックスで連絡し徘徊者の予防・早期発見を行うため警察や関係機関（バス，タクシー会社，コンビニ等）との連携

- 中長期的に実施すべき事業 —
- ・ケア付き住宅 ○旭地区においては，現在のところ予定がなく，全市的視点での検討課題

- 実施困難 —
- ・老人福祉施設 ○西部拠点施設については，高齢者保健福祉計画で設置について明記されており，現在，鴨田地区へ設置を検討中